

出席停止が必要な感染症の種類とその期間

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種感染症	<u>新型コロナウイルス感染症</u>	<u>発症後5日経過、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで（発症した日を0日とします）</u> ※両方の条件を満たすことが必要です。
	<u>インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）</u>	<u>発症後5日経過、かつ解熱後2日を経過するまで（発症した日を0日とします）</u> ※両方の条件を満たすことが必要です。
	<u>百日咳</u>	<u>特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</u>
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	<u>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</u>	<u>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が現れた後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで</u>
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状がなくなった後2日を経過するまで
第三種感染症	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎及びその他感染症	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、流行性嘔吐下痢症、マイkoplasma感染症	出席停止となる可能性がある感染症

※ 波線部が平成24年4月1日の法改正により追加または修正された箇所です。

※ 下線部が令和5年5月8日の法改正により追加または修正された箇所です。